様式第8号(規格　A4)(第7条関係)

(　　―No.　　)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | ながめ余興場使用料・見学料減免申請書　兼ながめ余興場使用料・見学料減免許可書(申請者受領用) | 　 |

年　　月　　日

　みどり市長　様

申請者　住所

団体名等

使用責任者

電話番号

　ながめ余興場使用・見学に当たり、ながめ余興場条例施行規則第7条第3項の規定に定める別表に該当するので、同規則第7条第1項の規定に基づき申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 使用・見学目的 | (入場予定人員　　人) |
| 使用日時 | 　　　　　　年　　月　　日(　曜日) | 1　午前の部 |  9時～12時 |
| ～ | 2　午後の部 | 13時～17時 |
| 　　　　　　年　　月　　日(　曜日)　　　　　　　　　　　　　(　日間) | 3　夜間の部 | 18時～22時 |
| 4　全日 |  9時～22時 |
| 見学日時 | 　　年　月　日(　曜日) | 午前・午後　時　分～午前・午後　時　分 |
| 区分 | 減免額 | 減免該当事項 |
| 使用料 | 全額 | 1　市・市教育委員会が主催する事業 |
| 5割 | 1　国・県・県内市町村が主催する事業 |
| 2　市の社会教育団体・社会福祉団体等が主催する事業 |
| 見学料 | 全額 | 1　市・市教育委員会が主催する事業 |
| 2　市内の学校等が教育活動を目的として行う事業 |
| 3　本市の住民基本台帳に登録されている者のうち満70歳以上の者 |
| 4　身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づき、身体障害者手帳の交付を受けた者 |
| 5　児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所の判定に基づき、療育手帳の交付を受けた者 |
| 6　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 |
| 7　前各事項に引率者及びボランティアとして付き添う者 |
| ※　見学料減免事項の3号、4号、5号又は6号に該当し、個人見学の場合は身分を確認できる手帳、証明類等の提示により見学料を減免する。 |

　上記のとおり、ながめ余興場条例施行規則第7条第2項の規定に基づき使用料・見学料の減免を許可します。

　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

群馬県みどり市長　　　印